

国官参航安第 112 号
令和 8 年 5 月 19 日

株式会社スターフライヤー
整備本部長殿

国土交通省航空局安全部長

整備規程の改訂における不適切な処置について
(厳重注意)

貴社からの報告によれば、令和 4 年 2 月、エアバス社の技術資料の改訂により、幼児用救命胴衣の交換期限が短縮されたにもかかわらず、担当者がこれに気付かず、同年 8 月に届出・発行された貴社整備規程に反映されなかった。その後、令和 6 年 8 月、担当部署の部長がその事実を認識したにもかかわらず是正措置が速やかに講じられなかった。

また、当該部長は、整備規程への大幅な反映遅れを社内及び航空局に説明する事態を回避するため、整備規程の他の変更事項に紛れるよう令和 7 年 3 月まで届出を意図的に先送りしたとともに、本変更を説明しないよう担当者に指示していた事実も確認された。

これらは、航空法に基づき認可を受けた整備規程に違反し、また、意図的に是正を遅らせ、説明しないよう指示した点において、個人的な悪質性が認められる。加えて、本件に関与する者が複数存在したにもかかわらず、必要な報告が行われておらず、貴社の安全管理システムが有効に機能していないものと認められる。

従って、貴社において規定の遵守の徹底を図るとともに、安全管理システムが継続的に有効に機能するために必要な是正を図るよう、ここに厳重に注意する。

については、再発防止策を検討の上、令和 8 年 6 月 9 日までに文書で報告されたい。

以上